

之ヲ解雇手當ヲ受領シ一名ノミハ極左トノ崗位アル為
 逃走所在不明ニシテ何等ノ行動ナク本手続ハ消滅ニ取
 シタルモノト認メラル
 右及中(通)報候也

5. 9. 25
 年 1721

秘 第三二九九號

昭和五年九月廿三

警視總監 丸山 鶴吉

九一六—一〇五

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿

東京木工所労働争議ニ關スル件 (第一報 発生)

要旨 本月十六日職工側ヨリ賃銀値上ニ關スル十項目ニ至ル要求書ヲ
 工場主提出シタルニ大部分拒絶セラレテ二十日ヨリ總罷業ニ移レリ

首題 木工所ニ労働争議發生セルカ其ノ状況左記ノ通り